

公益財団法人宮城県市町村振興協会評議員及び役員の費用弁償に関する規程

〔平成24年 4月 1日〕
規程第 14号

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）

第13条第2項及び第27条第2項の規定に基づき、公益財団法人宮城県市町村振興協会の評議員及び定款第21条第1項において定める役員（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（費用の弁償）

第2条 評議員又は役員が、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）は、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費の額とする。

（費用弁償の種類及び金額）

第3条 評議員又は役員が遠隔地から従事等をするため、特別の経費を要する場合は、公益財団法人宮城県市町村振興協会職員について定められているものの例によるものとする。

（支給方法）

第4条 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（委任）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。